

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第59号

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「もの」の右に「（使用する人数が5人（音楽スタジオの使用にあっては、2人）以上の場合に限る。）」を加え、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第5条第1号から第3号までに掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）

使用日の2箇月前の日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）